

仕 様 書

1 名称

平成 30 年北海道胆振東部地震に係る被災家屋等の撤去に伴う回収金属類の売払い（令和元年度後期分）
（単価契約）

2 概要

平成 30 年北海道胆振東部地震に係る被災家屋等の撤去に伴い回収された金属くず（以下「回収金属類」という。）の売払いについて、売主である札幌市を「発注者」とし、買主を「受注者」として、仕様を定めたもの。

3 売払い品

受注者は、売払いの対象となる回収金属類（以下「売払い品」という。）を、発注者の指示に従い全量引き受けるものとする。

(1) 予定数量

85 トン（想定：1.7 トン／棟×50 棟）

(2) 搬入時の性状

ア 基本的な性状

売払い品の大部分は鉄くずに該当するが、アルミくず、ステンレスくず又は銅くずが含まれる場合がある。

イ 分別

原則として、次の 4 種類に分別する。

売払い品の分別条件

分別	具体例	備考
鉄くず	・屋根板金（アスファルトルーフィングや下地等の異物を除去したもの） ・金属サイディング（ウレタン、樹脂等の異物を除去したもの） ・灯油タンク（燃料を除去したもの。内部洗浄は行わない。） ・ボイラー、配管類（付着している保温材等の異物を除去したもの） ・磁石に付くステンレス材	売払い品に付着していた異物の取扱いについては「9 契約及び検収に関する留意事項」を参照のこと。
アルミくず	・サッシ類（付着しているガラス等の異物を除去したもの）	
ステンレスくず	・流し台 ・台所台	
銅くず	・銅線	
その他	・FFストーブやポータブルストーブなど、複数種類の金属から成る金属有価物	搬入の可否については、個別に協議するものとする。

ウ 搬入

- ① 本市の委託を受け被災家屋を撤去・運搬する事業者（以下「撤去業者」という。）の車両により持ち込むこととする。
- ② イのとおり分別した状態で、同一の車両により持ち込むこととする。

4 契約期間

令和元年10月1日（火）から令和2年3月31日（火）まで

5 引渡し場所

売払い品の引渡し場所は、札幌市内に所在する受注者の事業所とする。

6 契約方法

単価契約とする。

7 搬入に伴う作業

- (1) 受注者の事業所に設置された台貫で搬入量を測定し、計量伝票を発行すること。
- (2) (1)の計量伝票に、(4)の「特別搬入証」に記載された管理番号を追記すること。
- (3) (1)で発行された計量伝票の写しを運搬車両の運転手に、搬入の都度、手渡すこと。
- (4) 搬入車両が携行している、札幌市長が発行した「特別搬入証」に日付及び事業者名を押印すること。

8 報告

- (1) 日報の提出
「7 搬入に伴う作業」(1)で発行された計量伝票の写しを、原則として、搬入のあった翌営業日の15時までに、FAX又は電子メールにより、発注者に送付すること。
- (2) 月報の提出
次の事項を記載した帳簿を作成し、「7 搬入に伴う作業」(1)で発行された計量伝票の本書を添付のうえ、当月分を翌月10日までに、発注者に提出すること。
ア 搬入年月日
イ 搬入車両の車両番号
ウ 特別搬入証記載の担当者名
エ 特別搬入証記載の管理番号
オ 搬入数量
- (3) 完了報告書の提出
本件業務を完了したときは、速やかに搬入実績数量を総括した完了報告書を作成し、札幌市に提出すること。

9 契約及び検収に関する留意事項

- (1) 契約単価
「3 売払い品」(2)に記載のとおり、売払い品の性状として、その大部分は鉄くずに分類されるものであるため、契約単価は、受注者の事業所に搬入された鉄くず1トンあたりの売払い価格とする。従って、鉄くずと共にアルミくず、ステンレスくず又は銅くずが搬入された場合についても、鉄くずと同額の契約単価とする。
- (2) 検収は、受注者の事業所搬入時に、受注者事業所の台貫において、計測された数量を用いる。
- (3) 売払い品に付着している異物（雪や雨水も含む）については、家屋の撤去現場で除去した上で搬入することを原則とするが、完全な除去が困難であった場合や、搬入後に付着が判明した場合等は、受注者は、当該異物について写真等の記録を残すと共に、当該異物相当分の数量を、納入数量から除外することができる。
- (4) 売払い品に付着していた異物は、受注者の責任において適切に処理することとし、その費用は受注者の負担とする。
- (5) 売払い代金
売払い代金に、1円未満の端数が生じた場合は、切り捨てするものとする。
- (6) 売払い代金の支払い方法
ア 発注者は、「8 報告」(3)の完了報告書により報告された搬入実績数量に基づき、受注者に対して

納入通知書を送付する。

イ 受注者は、発注者が発行した納入通知書により、指定期日までに売払い代金を納入すること。

10 環境負荷低減に関する事項

- (1) 本業務の履行においては、環境負荷の低減に努めること。
- (2) 電気・水道等の使用に当たっては、極力節約に努めること。
- (3) 自動車等を使用する場合は、次の事項に留意すること。
 - ア 極力、低公害車等環境に負荷の少ない車両を使用すること。
 - イ 環境に負荷の少ない運転をすること。
 - ウ アイドリングストップを徹底するなど燃料の節約に努めること。
- (4) 本業務の履行において使用する商品・材料等は、極力環境に配慮したものを使用すること。

11 その他

- (1) 本業務の特性上、現地説明会の実施が困難なため、現地説明会は実施しない。
- (2) 予定数量はあくまでも想定に基づき算出したものであるため、実際の発注数量は予定数量よりも増加あるいは減少する場合がある。
- (3) 発注者にて適宜、搬入状況等について記録写真を撮影する。
- (4) 適宜、撤去業者との連絡調整を行うこと。
- (5) 本業務の履行に関し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）及び関係法令を遵守のうえ、適切な取扱いを確保すること。
- (6) 本業務の履行に際し、事故防止に十分な注意を払うこと。
- (7) 本業務の実施においては、環境負荷低減に努めること。
- (8) 本業務の遂行については、信義をもって誠実に行うこととし、この仕様書に定めのない事項は、委託者と協議の上実施すること。

12 担当

札幌市環境局環境事業部事業廃棄物課

電話 011-211-2927（担当：青木、前原）